

パレスチナ・ガザ地区での即時停戦を求める総会アピール

1 パレスチナ自治区ガザ地区の保健当局によると、10月7日のイスラエルとの戦闘開始以降、2か月間でガザ地区内の死者数が計1万6248人を超えました。イスラエル軍とイスラム組織ハマスは、カタール政府などの仲介による合意に基づき11月24日から7日間戦闘を一時休止して人質らの交換を続けましたが、12月1日午前7時にイスラエルは戦闘を再開し、戦闘再開後の死者は上記死者数のうち1240人にのぼるとされており、犠牲者は増加の一途を辿っています。

また、国連パレスチナ難民救済事業機関によると、ガザ地区では人口の8割を超えるおよそ190万人が避難を余儀なくされており、ガザ地区の封鎖によって、水、医療品、燃料等が底をつくなど深刻化している人道危機は、打開の道筋が見えていません。

イスラエルによるガザ地区の民間人や民間施設を標的にした攻撃は、国際人権法及び国際人道法に明らかに反する行為であることはもちろん、その規模と残虐さからみて、ジェノサイド条約（1948年）が禁ずる集団殺害（ジェノサイド）にあたる可能性も高いのであって、即刻停止されるべきものです。

2 今回のガザ攻撃の直接の契機は、10月7日のハマスの無差別攻撃にありました。1400人以上が殺害され、約200人が人質となりガザ地区に移送されたと報道されており、これ自体国際法に違反し非難されるべきものであり、ハマスは人質を即時に解放すべきものであることも言うまでもありません。しかしこれが契機になっているからといって、「自衛」の名の下、イスラエルが圧倒的な軍事力を行使して、上記のとおりガザ地区で民間人を大量に殺害し、人道危機をもたらすことが正当化されることは決してありません。イスラエルは今なおガザ地区への無差別攻撃と封鎖を続けており、これ以上の紛争の拡大、人々の犠牲は断じて認められません。

3 私たちは、イスラエルとハマスの双方に対して即時の停戦を呼び掛け、ハマスに対しては人質の即時かつ無条件での解放を求め、イスラエルに対しては、ガザ地区のパレスチナ市民に対する無差別攻撃を即時に停止し、封鎖を解除して、食料・医薬品・電気・水など生命維持や生活に必要な物資等の搬入を保障するとともに、市民の強制移動をやめるよう求めます。同時に私たちは、日本政府に対し、「自衛権」を強調してイスラエルの行動を正当化することなく、平和憲法を持つ国の政府として即時停戦のために最大限の努力をはらうよう、求めます。

2023年12月9日

東京法律事務所九条の会総会